３．就学相談に関するQ＆A

Ｑ　就学先決定の仕組みが改められたことにより、障がいのある子どもすべてが、地域の小・中学校へ就学することを基本とするべきですか。

Ａ　平成25年9月の「学校教育法施行令」一部改正を踏まえ、文部科学省は「教育支援資料」（平成25年10月）の中で、「障害のある児童生徒の教育の基本的な方向性としては、障害のある子供と障害のない子供が、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すべきであり、その場合にはそれぞれの子供が、授業内容が分かり、学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうかが最も本質的な視点である」と明記しました。

市町村教育委員会は、「ともに学び、ともに育つ」教育を基本に、本人・保護者の意向を最大限に尊重した上で、個々の障がいの特性や教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、地域の状況等を踏まえた総合的な観点から本人にとってより良い就学先を決定していく必要があります。

Ｑ　施行令第22条の3の就学基準に該当しない子どもは、「認定特別支援学校就学者」として、支援学校への就学が認められないのですか。

Ａ　支援学校に就学できる児童生徒は、学校教育法施行令第22条の3の就学基準に該当する障がいの程度であることが前提となりました。よって、就学基準に該当しない子どもは、「認定特別支援学校就学者」とすることはできません。

　　ただし、就学基準に該当するかどうかの判断が難しいケースもあることから、市町村教育委員会は、本人の障がいの状況を十分に把握することが必要です。基本は、地域の小・中学校への就学という方向で就学相談を進め、必要な支援の内容や本人・保護者の意向を受けとめた上で、市町村教育委員会が総合的に判断し、就学先を決定していくことになります。

ます。就学基準に該当しない児童生徒は、地域の小・中学校への就学という方向で就学相談を進め、必要な支援の内容、地域における教育の体制整備の状況等を勘案し、保護者の意向を踏まえた上で、市町村教育委員会が総合的に判断し就学先を決定していくことになります。

Ｑ　就学先の決定について、保護者と合意形成に至らない場合は、どうすればよいでしょうか。

Ａ　就学先の決定については、就学相談の時間を十分かけるとともに、移行期における「個別の教育支援計画」を保護者と一緒に作成していく中で、合意形成を図ることが大切です。円滑に、合意形成を図るためには、就学先で提供できる支援の内容、期待できる教育効果等について、分かりやすく、丁寧に説明するとともに、課題点を明確にした上で、体験入学を複数回実施することも必要です。

保護者との信頼関係をしっかりと構築し、本人にとってより良い就学となるよう、就学相談を進めていきましょう。

Ｑ　就学相談の段階で保護者から、小学校就学後に支援学校への転学はできるのかと問われた場合、どのように対応すればよいでしょうか。

Ａ　保護者には、就学時の「学びの場」が固定されたものでないことを、就学相談に関わるガイダンス時等を活用して伝えておく必要があります。転学は、子どもにとって環境が大きく変わるため、子どもの発達の程度や適応の状況、必要となる支援や配慮等を保護者・関係者間で共有し、「個別の教育支援計画」に基づいて話し合う必要があることも伝えるようにしましょう。

　　また、保護者には、就学後も相談・支援が継続されることをお知らせし、転学の必要性が生じた場合には、いつでも相談できる支援体制があることも伝えておきましょう。

Ｑ　柔軟な転学ができることが示されましたが、本人・保護者が希望すれば、いつでも転学することはできるのですか。

　　また、転学の理由として、どのようなものが認められますか。

Ａ　どのような状況があって、転学の希望が出されているのかを、学校及び市町村教育委員会が的確に把握する必要があります。

　「個別の教育支援計画」を見直すとともに、本人・保護者が必要としている支援内容や環境整備等が実現できるものであり、改善策が見られる状況があれば、速やかな対応が必要です。最終的に、市町村教育委員会で転学が適切と判断した場合も、転学する時期については、転学先の学級編制や支援体制が整う新年度に合わせる等、子どもを取り巻く環境や支援体制の状況を勘案して、府教育委員会と十分相談する必要があります。

改正前の転学事由は、「障害の状態の変化」によるものとされていましたが、今回の改正では、その他に「教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情の変化」が追加されました。

転学には、さまざまな理由があると思いますが、教育環境が大きく変わることでのリスクを伴う場合もあります。市町村教育委員会には、本人・保護者及び専門家の意見を聴取し、本人の教育を第一に考え、慎重に判断することが求められます。

Ｑ　学校教育法施行令第18条の2において、保護者及び専門家からの意見聴取の拡大が示されました。中学校進学時にも保護者の意見聴取を行うこととなっていますが、改めて就学相談を行う必要がありますか。

Ａ　今回の改正では、小学校から中学校・中学部への進学時に、小学校への新就学の児童を対象としたような就学相談や教育支援委員会（仮称）開催等の手続きは想定していません。しかし、中学校進学時にも、保護者からの意見聴取は必ず行わなければならなくなったことから、市町村教育委員会においては、責任を持って保護者の意向を確認できるシステムを構築する必要があります。

また、中学校進学時では、保護者の思いと本人の教育的ニーズが異なることもあり得ることに留意し、別途、小学校長が本人の意向を直接聴取する場を設定することも必要です。

Ｑ　保護者から、就学先での具体的な支援や配慮について、すぐに対応できないような要望が出てきた場合、できないことは「できない」とはっきりと伝えてもよいでしょうか。

Ａ　「障害者の権利に関する条約」において、「合理的配慮」という新たな概念が提唱され、「合理的配慮」の不提供は、障がいを理由とする差別に含まれるとされています。「障害者差別解消法」では、「合理的配慮」の提供を、国・地方公共団体の法的義務と規定しています。

学校での「合理的配慮」については、各学校の設置者及び学校が、体制面・財政面をも勘案し、必要とされている「合理的配慮」は何か、何を優先して提供する必要があるかなど、保護者と合意形成を図った上で決定し、提供していくことが大切です。

財政上、すぐに提供できない事情がある場合でも、「今、できることは何か」、「どんな工夫ができるか」といったことを、保護者には肯定的に伝え、共通理解を図っていきましょう。

Ｑ　「合理的配慮」と「基礎的環境整備」の違いは何ですか。

　　「合理的配慮」の具体的な例を教えてください。何か基準はありますか。

Ａ　「合理的配慮」は、一人ひとりの障がいの状態や教育的ニーズ等に応じて決定されます。「基礎的環境整備」は、法令に基づき又は財政措置により、国は全国規模で、都道府県は各都道府県内で、市町村は各市町村内で行う教育環境整備であり、「合理的配慮」の基礎となるものです。（資料編　文部科学省資料参照）

　　　「合理的配慮」は個々の状況に応じて提供されるものであるため、決まった内容や基準というものは示されていませんが、初等中等教育分科会の報告では、「合理的配慮」を提供するに当たっての観点を、①教育内容・方法　②支援体制　③施設・設備について類型化し、観点ごとに各障がい種に応じて例示しています。

　　　また、国では、現在、「インクルーシブ教育システム構築モデル事業」を実施し、「合理的配慮」の実践事例を収集し、データーベース化を進めており、平成26年度中には閲覧できる予定となっています。

平成25年度インクルーシブ教育システム構築モデル事業説明会資料より抜粋

Ｑ　保護者から、支援学級には入級しないが、個別に支援してほしいという希望があった場合、どのように対応すればよいですか。

Ａ　まずは、子どもの状況について保護者と話し合い、教育的ニーズを把握することから始めます。個別に支援する必要性や具体的な支援の内容についても、「個別の教育支援計画」等を保護者と一緒に作成するなどして、具体的な話し合いを進めましょう。

支援教育は、知的な遅れのない発達障がいも含めて、特別な支援を必要とするすべての児童生徒を対象として実施するものであることから、個別の支援を実施する条件として、支援学級への入級を保護者に勧めることは不適切です。